

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、当金庫ではインボイス制度への対応方法を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

利根郡信用金庫：T4070005006957

2. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただく場合、インボイスの要件を満たした「領収証」を発行いたします。
- (2) 当金庫所定の振込依頼書につきましては、お客さまへお渡しする「振込金受取書(受付書)」をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 口座振替でお支払いいただく手数料について

- (1) 口座振替でお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。発行に際しましては、お取引店舗にお申し込みが必要です。
- (2) 「インボイス管理票」に記載されない一部手数料につきましては、別途、インボイスの要件を満たした書面を発行いたします。発行に際しましては、お取引店舗にご相談ください。

4. 投資信託の取引手数料および消費税をいただくお取引について

- (1) 法人のお客さまにつきましては、インボイスの要件を満たした書面を郵送にて発行いたします。（発行の申し込みは不要です。）
- (2) 個人事業主のお客さまにつきましては、インボイスの要件を満たした書面を発行いたします。発行に際しましては、お取引店舗にお申し込みが必要です。

5. ATMでのお取引について

ATMでのお取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となるため、インボイスは発行いたしません。お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。

本件に関しましてご不明な点は、お取引店舗にお問い合わせください。

以上